

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

今日、私たちをとりまく社会情勢は、少子高齢化の進展による労働力人口の減少、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、社会保障費の増大など、様々な課題があります。また、個人のライフスタイルや価値観においても多様化が進行しています。そうした状況下で、性別にかかわらず、誰もがその人らしく個人の能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会を実現することが求められています。

国は、平成11年に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けました。翌12年にはこれを具体化する施策を示した最初の法定計画である「男女共同参画基本計画」を、5年後の平成17年には12の重点分野を盛り込んだ「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、計画を推進してきました。しかし、国際連合の「女子差別撤廃委員会」の最終見解（平成21年8月公表）において、多くの課題が指摘され、男女共同参画に関してより積極的に推進する対策を講じ、国際連合に報告するよう勧告を受けました。またこの間、「少子化社会対策基本法」をはじめとする様々な法整備に伴い、子育てや介護の支援体制など、男女共同参画を推進するための枠組み作りを進めてきましたが、女性が継続就業できる環境整備は十分とはいえない状況でした。そこで少子化対策、ワーク・ライフ・バランス\*などをさらに進め、仕事と子育てが両立できる男女共同参画社会を構築するための積極的な取り組みが必要となりました。これらに対応した実効性のあるアクションプランとして平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、女性の活躍による経済社会の活性化、男性、子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進が強調する視点として掲げられています。

静岡県では、平成13年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、それを受けて15年に「静岡県男女共同参画基本計画」を策定しました。また平成23年には、国の第3次男女共同参画基本計画を受けて「第2次静岡県男女共同参画基本計画」を策定していますが、その中で全体目標を「誰もが個性を活かし能力を発揮できる理想郷“ふじのくに”づくり」とし、「男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり」、「誰もが安心して暮らすことができる環境づくり」、「元気で活力のある社会づくり」の3つの方針に基づいて計画を推進しています。

\* ワーク・ライフ・バランス

「仕事と仕事以外の生活との両立」を意味する。やりがいのある仕事と充実した生活を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のことで、仕事優先から仕事と生活のバランスが取れる働き方や生き方が求められている。

本市では、平成10年に「焼津市男女共同参画行動計画」を策定し、男女の役割に対する固定的な考え方や慣習を見直し、市民一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現に取り組んできました。平成20年には、行政だけではなく、市民・企業が男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべく、「焼津市男女共同参画プラン」を策定しました。プラン策定以降、男女共同参画情報紙による情報発信や啓発活動を行うと共に、市民との協働によるセミナーや市民が気づき、考え、行動するきっかけづくりのためのフォーラムなどを開催しました。また平成21年には静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所として宣言し、庁内における男女共同参画推進のための取り組みをより強化しました。しかしながら、昨年実施した市民意識調査の中の「夫は外で働き、妻は家で家庭を守る」に賛成する人の割合が減少しないなど、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、まだ様々な分野において実際に男女共同参画が進んでいるとはいえません。今後、地方も少子高齢化、さらには地方分権、財政の逼迫が予想される中、男女共同参画を一層推進することが求められています。そこで、これまで行われていた知識の習得や意識啓発を中心とした取り組みに加えて、それぞれの地域や企業、団体などと連携した具体的な支援事業の展開が必要となります。

さらに、東日本大震災の教訓から女性の視点を取り入れた防災対策の推進や社会問題化しているドメスティック・バイオレンス※（以下、DV）の防止に向けた啓発・相談体制がより一層求められるなど、社会環境の変化に伴った新たな課題への対応も必要となっています。

以上のことを踏まえ、さらなる男女共同参画の推進をめざし、「第2次焼津市男女共同参画プラン」を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく計画です。国の「第3次男女共同参画基本計画」並びに県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」と整合を図ったものとします。また、男女共同参画はあらゆる分野にかかわりのあることから、「第5次焼津市総合計画」をはじめ、市の関連計画と整合を図った計画とします。また、平成25年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法）に基づき、本計画を焼津市DV防止基本計画としても位置付けます。

---

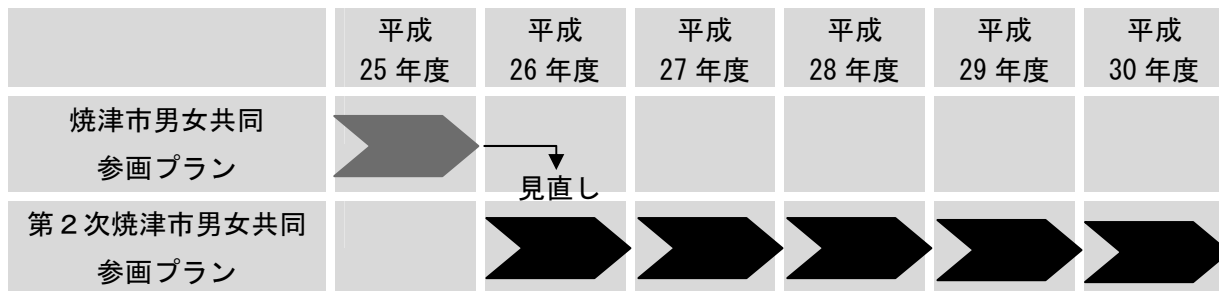
※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナー、もしくは恋人など親密な関係の男女間の身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

1. 身体的暴力：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
2. 精神的暴力：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
3. 性的暴力：いやがっているのに性的な行為を強要するなど。
4. 経済的暴力：生活費を渡さない、配偶者を働かせないなど。

### 3 計画期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国や県の動向により、計画の見直しが必要になった場合には、必要に応じて見直しを行います。



### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や市民の代表からなる「焼津市男女共同参画プラン推進市民会議・策定市民会議」で検討を行いました。また、庁内関係課長などで組織される「焼津市男女共同参画プラン策定委員会」及び職員と市内企業・団体職員で組織される「焼津市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議」で計画の策定、検討作業を行いました。さらに、市民の声を施策に反映するために、焼津市民2,000人を対象とした意識調査を行うと共に、介護者家族や子育て世代、女性の単身世帯などに対するグループインタビューを実施しました。平成26年2月には、本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く意見を募集しました。



▲推進市民会議・策定市民会議



▲策定ワーキング会議